

旭川市水道局入札等に関する設計金額の事前公表方針

1 目的

この方針は旭川市水道局が発注する業務委託に係る入札及び契約において、設計金額の事前公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象業務委託

設計金額を公表する業務委託は、清掃及び人的警備業務を除き、設計金額（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）が 1,000 万円以上の一般競争入札（以下「入札」という。）で執行する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水道施設又は下水道施設の維持管理業務又は運転管理業務を内容とし、履行期間が複数年度にわたる業務委託。ただし、維持管理業務と清掃及び人的警備業務を統合した業務委託は対象外とする。
- (2) 水道施設又は下水道施設の複数箇所にわたる点検整備業務。ただし、受電設備保安点検業務は対象外とする。

3 公表の時期

公表する時期は、入札に係る公告の日から公表するものとし、その期間は入札日の前日までとする。

4 公表の方法

入札に係る公告文に記載するものとする。

5 設計金額を事前公表した入札の取り扱い

設計金額を事前公表した上で執行する入札については、旭川市水道局契約規程の定めるもののほか、次に掲げる事項を入札の執行条件とする。

- (1) 設計金額を超える金額の入札は失格とする。
- (2) 入札の回数は 1 回とする。ただし、入札を一堂に会する方式で行う場合で、入札者が 1 者以下のときは入札を中止する。
- (3) 入札参加者から入札額の根拠となる委託費内訳書の提出を求めることができる。

附 則

この方針は、平成21年3月2日から施行し、平成21年4月1日を始期とする契約から適用する。

附 則

この方針は、平成22年2月26日から施行し、平成22年4月1日を始期とする契約から適用する。

附 則

この方針は、令和6年10月1日から施行する。